

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月14日
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	H y A S & C o . I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀧村 聖一
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理本部長 西野 敦雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第6回新株予約権）</p> <p>その他の者に対する割当 1,342,470円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">431,668,470円</p> <p>（第7回新株予約権）</p> <p>その他の者に対する割当 383,373円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">400,321,873円</p> <p>（第8回新株予約権）</p> <p>その他の者に対する割当 109,480円</p> <p>新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p style="text-align: right;">200,071,480円</p> <p>（注）新株予約権の発行価額の総額は、2018年9月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値等の数値を前提として算定した見込額であり、実際の新株予約権の発行価額の総額は、条件決定日（下記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（1）募集の条件」に定義します。以下同じです。）に決定されます。新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、第6回新株予約権の当初行使価額を発行決議時の基準株価（下記「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（1）募集の条件」に定義します。）と仮定し、かつ全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の第6回新株予約権の当初行使価額は、条件決定日に確定します。なお、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	9,195個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,342,470円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に9,195を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり146円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.46円)とする。但し、2018年9月20日から2018年9月25日までの間のいずれかの日で、当社が決定した日(以下「条件決定日」という。)において、上記発行価格の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 経営管理本部 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
払込期日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1

(注) 1. ハイアス・アンド・カンパニー株式会社第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又はハイアス・アンド・カンパニー株式会社第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といい)及びハイアス・アンド・カンパニー株式会社第8回新株予約権(以下「第8回新株予約権」といい)と総称して「本新株予約権」といい)については、2018年9月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先である株式会社SBI証券(以下「割当予定先」といい)との間で、本新株予約権に係る総数引受契約書を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 本新株予約権の発行価格の決定方法について

(1) 本新株予約権に係る条件決定を一定期間経過後に行う理由

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行し、その行使に伴って資金を調達する手法においては、通常、発行決議と同時に全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である2018年9月14日に、2019年4月期第1四半期決算短信を公表しており、これらにより、同日以降の当社の株価に影響を与える可能性があります。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することは、既存株主の利益を害するおそれがあります。そこで、これらの公表による株価への影響が織り込まれたタイミングで本新株予約権の発行条件を決定すべく、一定期間経過後を条件決定日として設定しております。本新株予約権の払込金額は、2018年9月14日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の払込金額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

(2) 本新株予約権の発行価格の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通り、本新株予約権の発行価格は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。2018年9月14日の発行決議に際して、2018年9月14日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「発行決議時の基準株価」又は「発行決議日前取引日終値」といいます。)等を前提として算出された発行価格は、第6回新株予約権については1個当たり146円、第7回新株予約権については1個当たり81円、第8回新株予約権については1個当たり68円です。

しかし、かかる算定結果には、上記の通り、2018年9月14日付の2019年4月期第1四半期決算短信の公表に伴う株価への影響が反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、同日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、同日以降の株価の上昇等に応じて、第6回新株予約権については146円、第7回新株予約権については81円、第8回新株予約権については68円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価格といたします。他方、2018年9月14日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第6回新株予約権については146円、第7回新株予約権については81円、第8回新株予約権については68円以下となる場合には、本新株予約権の発行価格は第6回新株予約権については146円、第7回新株予約権については81円、第8回新株予約権については68円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価格の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されません。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価格が、発行決議日時点における算定結果(第6回新株予約権については146円、第7回新株予約権については81円、第8回新株予約権については68円)を下回って決定されることはありません。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は919,500株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「条件決定時の基準株価」という。)のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は919,500株(2018年7月31日現在の発行済株式総数(22,761,000株)に対する割合は4.04%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):346,154,970円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について、発行決議時の基準株価である468円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、919,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の金額とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、下記「（注）7．本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p>

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	431,668,470円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。） （注）別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めたと認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

（1）資金調達をしようとする理由

当社グループは、資産価値を維持するための高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の見える化による資産価値の維持向上を図るという経営理念のもと、住関連産業（建築・土木・不動産）に特化した「業種特化型」ソリューション提供等の「コンサルティング事業」及び主にR+house（1）の建築・施工を行う「建築施工事業」を展開しております。2016年4月の東京証券取引所マザーズ市場への上場を経て順調に事業を拡大しており、更なる成長ステージへ向けてサービスの拡充を図っております。

当社グループは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」を提供するだけでなく、業種特化・会員組織化といった特徴と、サービスを企画・開発・パッケージ化する「プラットフォーム」機能を有しており、幅広いバリエーションのサービス（地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談等）を展開できることが特徴となっております。また、当社グループは、日本全国に会員企業を有することで常に最新の業界情報を取得できることから、新たなサービスに対するニーズ及びシーズ情報の収集が可能となり、さらに新材材に関してのテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を会員組織を活用して行えることで、商品開発力、商品改良力を担保できることも大きな特徴であります。

今回の募集は、当社グループの特徴を活かし、主力のR+house事業の成長加速、提供サービスの更なるブラッシュアップ、事業拡大に伴う本社拡張並びにM & A及び資本・業務提携の推進を目的として、実施するものであり、これらにより当社グループの企業価値向上を図ってまいります。具体的には以下のとおりです。

R+house事業の成長加速

主力のR+house事業においては、当社のサービス導入先である会員企業の業容拡大に対する成果報酬である「ロイヤルティ」及び「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ等」と総称します。）を伸ばすことを重視しております。既に全国6か所にR+houseのモデルハウスの展開を完了しておりますが、先行して展開したエリアでは認知度向上に伴い受注棟数が増加し、これにより当社グループが受領するロイヤルティ等の増加につながっております。具体的には、前連結会計年度におけるロイヤルティ等の売上高は2,361百万円（前期比21.3%増）、売上総利益は1,085百万円（前期比52.0%増）と大幅に伸長しております。

R+house事業では現在、都道府県別に500超のエリア制を敷き、各エリアで年間24棟体制を構築することにより、将来的には全国10,000棟体制を目指しており（2018年4月末現在1,100棟体制）、その実現に向け会員企業と共に活動し、住宅総合展示場への出展を進めております。当社グループにおいてもR+houseの建築・施工を行う会社を子会社化しており、住宅総合展示場への出展を加速し、その運営ノウハウを蓄積し、更にはそのノウハウを会員企業に共有することでネットワーク全体の成果創出を図ってまいります。

かかる状況を踏まえ、今後の新築市場のマーケットリーダーとなるべく、R+houseのブランディングを推進するため、今後もR+houseのモデルハウスの展開及び住宅総合展示場への出展を進めていく予定です。

提供サービスのブラッシュアップ/クラウドファンディング事業の展開

当社はこれまでも年に2～3種類のサービスをリリースしてまいりましたが、これらは基本的には既に提供しているサービスをブラッシュアップしたものととなっております。例えば、経営効率化パッケージにおける原価管理システム「CMS（2）」や工程管理による生産性向上支援システム「PMS（3）」は住宅会社向けの商材であり、現在の「R+house」のパッケージにはこれらがビルトインされております。全国の会員企業から求められているサービスの情報を得ながら、これを新たな商品に活用し開発するというのが当社の特徴です。

この特徴を活かし現在展開を進めているのが、資金調達が多様化を図る手法としての不動産投資型のクラウドファンディング事業です。当社グループは、「不動産相続の相談窓口」「地方創生まちづくりネットワーク」「Rakuten STAY HOUSE x WILLSTYLE」など不動産事業モデルのパッケージを展開する中で、住宅・不動産の資産価値を毀損させない社会の実現のために、不動産流通を促進する仕組みが重要と捉えております。当社グループは、クラウドファンディングと当社の提供するサービスを組み合わせることで、全国の会員企業から得られる地方の不動産情報を活用し、良質な不動産ストックを形成しながら、住宅・不動産の資産価値に地方の再生あるいは競争力向上につながる新たな付加価値を与え、提供してまいります。

以上のとおり、当社グループによるクラウドファンディング事業への参入に向けて、対象となる不動産取得及びバリューアップを進めていく予定です。

事業拡大に伴う本社拡張

当社グループにおいては、年々提供サービスのラインナップが拡充していくのに伴い、各種セミナー・研修の開催数も増加しており、また全国の会員企業（2018年8月末現在1,441社）を一堂に集めて開催する研修の需要が高まってきております。また、2018年2月にはR+houseを中心とする事業譲受が行われたことにより本社オフィスに勤務する人員が増加しており、また今後も事業拡大に伴い将来的な人員増加が見込まれます。

かかる状況に対応するため、本社セミナールーム及び事務所スペースの拡張を実施する予定です。

M & A及び資本・業務提携の推進

当社は2017年以降R+houseを中心とした事業再編を実施しておりますが、今後も当社グループの事業と相乗効果の期待できる事業を有する会社を対象とするM & A及び資本・業務提携の実施は、住宅不動産業界における当社グループの更なる発展のための重要な手段と捉えております。現時点ではM & A及び資本・業務提携に関する具体的な案件はないものの、当社グループの企業価値向上につながる候補先が見つかった場合に的確な対応を行えるよう、十分な資金を確保することにより、さらなる成長機会を積極的に取り込んでまいります。

- 1 合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅
- 2 営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム
- 3 工程・品質管理の精度向上で現場力を高めるシステム

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社から資本性調達手段について提案を受け、下記「(本スキームの商品性)」、「(本スキームのメリット)」、「(本スキームのデメリット)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載の通り検討した結果、割当予定先から提案を受けた第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権という内容の異なる3種類の新株予約権を同時に発行する資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(本スキームの商品性)

本スキームの特徴

本スキームにおいては、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を同時に割当予定先に割り当てることとしております。各新株予約権の特徴並びに第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を同時に発行する理由は以下の通りです。

<第6回新株予約権>

第6回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の金額ですが、修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合(つまり直前の行使価額に1円以上の変動が生じる場合)に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価下落局面においても、資金調達の蓋然性を高めることが可能となるからです。すなわち、行使価額が固定される設計とした場合、株価が行使価額を下回っているときは、新株予約権者としては新株予約権を行使する理由がないのに対し、新株予約権の行使請求の通知(以下「行使通知」といいます。)をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるのであれば、株価が行使価額を下回っているときであっても、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。なお、第6回新株予約権の下限行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

<第7回新株予約権及び第8回新株予約権>

第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日前取引日終値をそれぞれ80.6%及び165.4%上回る金額である845円及び1,242円であり、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定したものです。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、行使価額修正選択決議(下記「2 新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項)で定義します。以下同じ。)がなされるまでは、行使価額は上記金額に固定されており、行使価額修正選択決議がなされて初めて、以後第6回新株予約権と同様の行使価額の修正がなされることとなります。

第7回新株予約権及び第8回新株予約権の当初行使価額を現状の株価を上回る金額とすることにより、行使価額修正選択決議を行わなければ、現状株価対比で高い株価となった場合にのみその行使が可能であり、一定の範囲で既存株主の利益に配慮した設計となっております。また、行使価額修正選択決議がなされた場合には、その後、時価に応じて行使価額が上方にも下方にも修正されることとなりますが、これは、当社株価が当初行使価額を下回って推移する場合であっても、行使価額修正選択決議を行うことにより、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使の蓋然性を高め(行使価額修正選択決議後は、第6回新株予約権と同様に、株価が当初行使価額を下回って推移する状況にあっても、新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価を下回る金額

に修正されるため、新株予約権者による新株予約権の行使が期待できます。) 、 当社の緊急又は機動的な資金需要への柔軟な対応を可能にするとともに、株価が当初行使価額を超えて上昇する場合には、行使価額修正選択決議を行うことにより、調達資金の増大が可能となることを企図したものです(行使価額修正選択決議後は、第6回新株予約権と同様に、新株予約権の行使通知に際して行使価額が株価に応じて当初行使価額を上回る金額にも修正されうることから、調達資金の増大が期待できます。) 。 なお、かかる行使価額修正選択決議を行うか否かについては、当社財務状況、資金需要や株価水準等に応じて当社において慎重に判断する予定です。また、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の下限行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。) であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

< 第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を同時に発行する理由 >

本スキームにおいて、当社の資金ニーズに応じて新株予約権の目的となる株式の数を合計で1,553,800株としておりますが、そのうち919,500株を第6回新株予約権の、473,300株を第7回新株予約権の、161,000株を第8回新株予約権の目的としております。当初より行使価額修正条項が付されている第6回新株予約権については、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に一定程度配慮することができるものになっております。他方、上記の通り、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の当初行使価額は、行使価額修正選択決議がなされるまでは、それぞれ現状の株価より高い金額に固定されているため、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の目的である634,300株については、行使価額修正選択決議がなされない限り、新株予約権の行使に際して現状の株価より高い行使価額が払い込まれます。したがって、本スキームで交付することが想定されている合計1,553,800株の全てにつき当初より行使時の株価に応じて行使価額が修正される第6回新株予約権の目的とする場合(この場合、1,553,800株の全てが現状株価より低い価額に修正された行使価額にて交付される可能性があります。) に比して、第7回新株予約権及び第8回新株予約権も同時に発行することで、増加する株式1株当たりの調達金額という観点での希薄化の影響を一定程度制御することが可能となります。

一方で、本スキームにおいて発行される第6回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が新株予約権の行使時点の株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価下落時であっても、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されるため、当社株式の株価動向にかかわらず新株予約権者による新株予約権の行使が期待できることから、足元の資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。他方、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、当初行使価額が発行決議日前取引日終値より高く設定されており、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を可能とするものです。そして、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の当初行使価額を異なる水準に設定することにより、当社の事業の進捗に伴う株主価値の上昇に併せて、段階的に行使が進み、資本増強がなされることを企図しております。このように、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を企図したのですが、当社株価が想定どおり上昇しなかった場合には、行使価額修正選択決議により行使の蓋然性を高めることも選択可能としており、資金調達の機動性及び柔軟性にも配慮されております。

本スキームでは、これら3種類の新株予約権を同時に同一の割当先に対して発行することにより、当社の足元の資金調達の蓋然性を高めることができるとともに、当社の中長期的な資金調達を段階的に実現することができると考えております。具体的には、当社としては、第6回新株予約権の行使による足元の資金調達によって当面の資金需要に対応しつつ、当社の時価総額が200億円程度に達した段階で第7回新株予約権が、当社の時価総額が300億円程度に達した段階で第8回新株予約権が、それぞれ行使されることによる中長期的な資金調達によって更なる企業価値の向上を実現することを企図しております(注)が、同時に、将来の当社株価の動向や資金需要に応じた機動的かつ柔軟な対応も選択可能としております。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の当初行使価額については、当社グループの主力事業であるR+house事業における2018年2月に実施した株式会社アンビエントホールディングス及び株式会社ハウス・イン・ハウスからの事業譲受、2018年4月に実施した建築資材の調達・供給を行う株式会社アール・プラス・マテリアルの完全子会社化等の垂直統合による事業の合理化、建築施工事業においてモデルハウスや住宅総合展示場への展開を進める連結子会社の伸長、今回の資金使途の一つである不動産投資型クラウドファンディング事業の立ち上がりや、当社株価の動向等を総合的に勘案し、第7回新株予約権の当初行使価額は発行決議日前取引日終値468

円の180.6%である845円、第8回新株予約権の当初行使価額は発行決議日前取引日終値468円の265.4%である1,242円に、それぞれ設定しております。

(注) 第6回新株予約権には当初より行使価額修正条項が付されているのに対し、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の当初行使価額は発行決議日前取引日終値より高く設定されており、また、第8回新株予約権の当初行使価額は、第7回新株予約権の当初行使価額よりさらに高く設定されていることから、第7回新株予約権及び第8回新株予約権について行使価額修正選択決議がされない限りは、第6回新株予約権が第7回新株予約権及び第8回新株予約権に先行して行使され、また、第7回新株予約権が第8回新株予約権に先行して行使されることが一般的に想定されます。

仮に第6回新株予約権全ての行使が第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使に先行して完了すると仮定した場合、第7回新株予約権の行使が可能となる時点(当社株式の株価が第7回新株予約権の当初行使価額である845円以上となる時点)において、当社の時価総額は約200億円の水準(第6回新株予約権全ての行使完了後における当社の発行済株式総数23,680,500株(2018年7月31日現在の発行済株式総数22,761,000株に第6回新株予約権の潜在株式数919,500株を加算して算出)に第7回新株予約権の行使が可能となる当社株式の株価845円を乗じた金額)となることが想定されます。

また、仮に第8回新株予約権の行使に先行して第7回新株予約権全てが当初行使価額で行使完了すると仮定した場合、第8回新株予約権の行使が可能となる時点(当社株式の株価が第8回新株予約権の当初行使価額である1,242円以上となる時点)において、当社の時価総額は約300億円の水準(第6回新株予約権及び第7回新株予約権全ての行使完了後における当社の発行済株式総数24,153,800株(2018年7月31日現在の発行済株式総数22,761,000株に第6回新株予約権及び第7回新株予約権の潜在株式数1,392,800株を加算して算出)に第8回新株予約権の行使が可能となる当社株式の株価1,242円を乗じた金額)となることが想定されます。

上記記載の当社の時価総額の水準は、上記仮定に基づき算出した試算上の金額であります。上記試算の前提としている当社の発行済株式総数及び当社株価は、現時点の当社の発行済株式総数(2018年7月31日現在22,761,000株)及び当社株価(発行決議日前取引日終値468円)とは異なります。また、将来の当社の発行済株式総数及び当社株価が、上記の前提のとおりとなる保証はなく、本新株予約権の行使の状況(実際に行使される本新株予約権の数及び当該本新株予約権の行使時の行使価額(行使価額の修正が生じる場合には修正後の行使価額)の水準)、当社株価の動向その他の理由により、上記計算の前提となる当社の発行済株式総数及び当社株価が実際と異なる場合には、実際の将来の当社の時価総額も上記試算とは大きく異なる可能性があります。

新株予約権の取得に係る請求

割当予定先は、本第三者割当契約に基づき、行使期間の初日(同日を含みます。)から行使期間の最終日の1か月前の日の前日(同日を含みます。)までの期間(以下「取得請求可能期間」といいます。)中に、以下のいずれかの事象が生じた場合(但し、アの事象に基づく取得については、第6回新株予約権並びに行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権及び第8回新株予約権に限ります。)、当該事象が生じた日から5取引日の期間中に当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)

ア 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における終値がいずれも本新株予約権の下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合

イ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における当社普通株式の出来高がいずれも2,000株を下回った場合

ウ 取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日において、東京証券取引所における当社普通株式が売買停止となった場合

また、割当予定先は、行使期間の最終日の1か月前の日(同日を含みます。)から行使期間の最終日(同日を含みます。)までの期間中に当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)。さらに、割当予定先は、当社が吸収分割又は新設分割(但し、当社が分割会社となる場合で、株主総会の決議を要する場合に限ります。)につき当社の株主総会で承認決議した場合、当該承認決議の

日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日前の日(但し、当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日前の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。)(同日を含みます。)までの期間中に、当社に対して通知を行うことにより、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求することができます(但し、法令等により発行会社による本新株予約権の取得が可能な場合に限ります。)

当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部又は一部を取得することができます。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

また、当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得します。

さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とします。)に、第6回新株予約権については第6回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第7回新株予約権については第7回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第8回新株予約権については第8回新株予約権1個当たりの払込金額にて、その全部を取得します。

新株予約権の譲渡

本第三者割当契約に基づき、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第6回新株予約権、第7回新株予約権又は第8回新株予約権が譲渡された場合でも、割当予定先が当社に対して第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

上記及びについては、本第三者割当契約において定められる予定です。

(本スキームのメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

第6回新株予約権の目的である当社普通株式数は919,500株、第7回新株予約権の目的である当社普通株式数は473,300株、第8回新株予約権の目的である当社普通株式数は161,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、第6回新株予約権並びに行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える発行済株式総数の増加が生じるおそれはありません。また、上記「(本スキームの商品性) 本スキームの特徴 <第6回新株予約権、第7回新株予約権と第8回新株予約権を同時に発行する理由>」に記載の通り、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を組み合わせることで、株価及び1株当たり利益の希薄化の影響に一定程度配慮することができます。

さらに、第6回新株予約権の下限行使価額並びに行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権及び第8回新株予約権の下限行使価額を発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)に設定することにより、希薄化の下限を画しております。

株価への影響の軽減を図っていること

第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額が現状株価より高い金額に固定されていること、第6回新株予約権並びに行使価額修正選択決議後の第7回新株予約権及び第8回新株予約権については行使価額が各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されることから、株価への影響の軽減が図られると考えております。

資金調達及び資本政策の柔軟性が確保されていること

第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を企図し、当初行使価額を発行決議日前取引日終値より高い金額に固定しておりますが、当社が行使価額修正選択決議を行った場合には、以後行使価額が当社株価より

低い価額に修正されることとなります。当社は、当社株価の動向や当社の資金需要の状況などを勘案して行使価額修正選択決議を行うことにより、株価下落時における第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使の蓋然性を高め、または株価上昇時における調達資金の最大化を図ることも選択可能としており、資金調達の柔軟性に配慮しております。

また、当社は、資本政策の変更が必要となった場合、上記「（本スキームの商品性） 当社による新株予約権の取得」に記載の通り、当社取締役会の決議により、残存する第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の全部又は一部をいつでも、それぞれの払込金額にて取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

その他

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」の通り、割当予定先は、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に関与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はありません。

（本スキームのデメリット）

第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、当社が行使価額修正選択決議をしない限り、行使価額が発行決議日前取引日終値よりも高い金額に固定されていることから、株価がかかる価額を上回らない限り資金調達できません。また、第6回新株予約権の下限行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額（但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。）に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、行使価額修正選択決議以降は行使価額が当社株価よりも低い価額に修正されますが、当該新株予約権についても第6回新株予約権と同様の下限行使価額が設定されているため、行使価額修正選択決議後も株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、第6回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。第7回新株予約権及び第8回新株予約権については、当初行使価額は固定されておりますが、行使価額修正選択決議を行った場合には、以後行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。但し、いずれも行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行後、取得請求可能期間中のいずれかの5連続取引日の各取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がいずれも当該取引日における下限行使価額の70%に相当する金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の取得を請求する場合があります。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

第三者割当てによる転換社債型新株予約権付社債（以下「C B」といいます。）の発行は、転換がなされるまではC Bは会計上負債として計上されるため、自己資本比率の健全性の確保を目指す当社の資金調達手法としては適切ではなく、また、株価に連動して転換価額が修正されるC B（いわゆるMSCB）においては、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化の割合が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、利払い負担や返済負担が生じるとともに、財務健全性に悪影響を与える可能性があるところ、当社は自己資本比率の健全性の確保を目指していることも勘案し、当社の今回の資金調達手法からは除外いたしました。

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、当社株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本第三者割当契約においては、上記「(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由 (本スキームの商品性) <第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を同時に発行する理由>」に記載した内容及び以下の内容が含まれます。なお、第6回新株予約権、第7回新株予約権又は第8回新株予約権が譲渡された場合でも、下記の合意は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。
<割当予定先による行使制限措置>
当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1か月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1か月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとします。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定です。
また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当予定先からかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものとし、
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本第三者割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとし、
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとし、
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
10. その他
 - ・ 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - ・ 上記のほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	4,733個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	383,373円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に4,733を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり81円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.81円)とする。但し、条件決定日において、上記発行価格の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 経営管理本部 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
払込期日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1

(注) 1. ハイアス・アンド・カンパニー株式会社第7回新株予約権については、2018年9月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で、本新株予約権に係る総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 本新株予約権の発行価格の決定方法について

上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (1) 募集の条件 (注) 5. 本新株予約権の発行価格の決定方法について」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は473,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)において行使価額の修正が生じることとすることができる。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は473,300株(2018年7月31日現在の発行済株式総数(22,761,000株)に対する割合は2.08%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):177,870,873円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について、発行決議時の基準株価である468円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、473,300株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初845円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後下記（注）7. (1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合（但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。）には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>400,321,873円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(機構の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>

組織再編行為に伴う新株 予約権の交付に関する事 項	該当事項なし。
---------------------------------	---------

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」をご参照ください。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容」をご参照ください。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本第三者割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
10. その他
- ・本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - ・上記のほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,610個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	109,480円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に1,610を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個当たり68円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.68円)とする。但し、条件決定日において、上記発行価格の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 経営管理本部 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
払込期日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年10月5日(金)から2018年10月10日(水)までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1

(注) 1. ハイアス・アンド・カンパニー株式会社第8回新株予約権については、2018年9月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で、本新株予約権に係る総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 本新株予約権の発行価格の決定方法について

上記「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権) (1) 募集の条件 (注) 5. 本新株予約権の発行価格の決定方法について」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は161,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)において行使価額の修正が生じることとすることができる。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌営業日以降、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照)。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は161,000株(2018年7月31日現在の発行済株式総数(22,761,000株)に対する割合は0.71%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):60,484,480円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について、発行決議時の基準株価である468円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、161,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初1,242円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>当社は割当日の翌銀行営業日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後下記（注）7. (1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正日に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>なお、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。以下同じ。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合（但し、同第167条第2項に定める事実については当社が認識していない場合を除く。）には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>200,071,480円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2020年10月12日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日(機構の休業日等でない日をいう。)及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1-1</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。
-------------------------	---------

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
上記「1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」をご参照ください。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
上記「1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容」をご参照ください。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本第三者割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
10. その他
- ・本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - ・上記のほか、本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその代理人に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,032,061,823	9,000,000	1,023,061,823

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第6回新株予約権1,342,470円、第7回新株予約権383,373円、第8回新株予約権109,480円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（第6回新株予約権430,326,000円、第7回新株予約権399,938,500円、第8回新株予約権199,962,000円）の合計額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、価格算定費用、登記費用、信託銀行費用等です。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記差引手取概算額は、払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日前取引日終値等の数値を前提として算定した見込額であり、実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第6回新株予約権の当初行使価額を発行決議時の基準株価と仮定し、かつ全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の第6回新株予約権の当初行使価額は、条件決定日に確定します。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,023,061,823円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
セミナールーム及び本社拡張に係る増床資金	120,000千円	2018年10月～2019年1月
子会社への投資資金 (株式会社LHアーキテクチャへの投資を通じて行われる、R+houseのブランディング推進としてのモデルハウスの展開及び住宅総合展示場への出展並びにR+houseの販売のための開発分譲地における土地取得・建築資金)	450,000千円	2018年10月～2020年10月
クラウドファンディング事業に係る不動産取得及びバリューアップ資金	230,000千円	2018年10月～2020年10月
M & A及び資本・業務提携に関わる投資資金	223,061千円	2018年10月～2020年10月

- (注) 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記支出予定時期において速やかに支出する計画ですが、支出実行までに時間を要する場合の資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

セミナールーム及び本社拡張に係る増床資金

事業拡大に伴う本社セミナールームの拡張並びにオフィス環境の改善及び将来的な人員増加に備えた事務所スペースの拡張のための本社増床資金として120百万円を充当いたします。これにより、商品ラインナップの拡充に伴う各種セミナー・研修開催数の増加へ対応するとともに、全国の会員企業（2018年8月末現在1,441社）を一堂に集めての研修をより多く開催することが可能となり、効率的に会員企業のレベルアップ、成果創出を図るとともに、本社の事務所スペースを拡張することにより当社グループにおける経営効率の向上を図ってまいります。

子会社への投資資金（株式会社LHアーキテクチャへの投資を通じて行われる、R+houseのブランディング推進としてのモデルハウスの展開及び住宅総合展示場への出展並びにR+houseの販売のための開発分譲地における土地取得・建築資金）

主力のR+house事業において、今後の新築市場のマーケットリーダーとなるべく、R+houseのブランディング活動を推進する資金として450百万円を充当いたします。R+houseとは、主力の高性能デザイン住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したサービスであり、画一的になりがちな分譲住宅に対して、アトリエ建築家の高い設計力・デザイン性を活かした多様な住宅を提供することが可能です。当社は2018年8月にR+houseネットワークの販売棟数No.1会員である株式会社ロジックとの合弁により当社子会社として株式会社LHアーキテクチャを設立し、R+houseの販売実績拡大を進めております。株式会社LHアーキテクチャへの投資を通じて、当社グループが建築、運営主体となって空エリア（ ）に進出し、モデルハウスの展開や住宅総合展示場への出展を進めることで、単に空エリアを活用するだけでなく、そこで蓄積したノウハウを会員企業にも共有すること

が可能となり、これにより、R+houseブランドの認知度向上、集客数アップといった成果の創出、ひいてはロイヤルティ収益の伸長と受注棟数の増加によるR+house事業の成長の加速を目指します。また、開発分譲地におけるR+houseの建築・販売の取組みも展開してまいります。R+houseの成長を加速するため、多くの実績をつくり、シェア拡大を図ってまいります。

() R+house事業では日本全国をエリアで区切り、各エリアで会員企業が販売活動を行っております。

クラウドファンディング事業に係る不動産取得及びバリューアップ資金

クラウドファンディング事業に係る不動産取得及びリノベーション等により不動産価値の向上を図るバリューアップ資金として230百万円を充当いたします。当社は、住宅・不動産の資産価値を毀損させない社会の実現を目指しております。資金調達の多様化を図る手法としての不動産投資型クラウドファンディングの活用は、住宅・不動産の資産価値の向上につながると考えており、当社は2018年2月に不動産特定共同事業者(第1号事業、第3号事業)の許可を受け、さらに、現在、2017年に改正された不動産特定事業法に基づく電子取引業務に関する申請手続きを進めております。当社はクラウドファンディング事業を速やかに展開するため、資産価値の向上が見込まれる不動産を先行して取得・バリューアップを行い、クラウドファンディングを活用して資金を募集し、当該不動産の運用を図っていく予定です。

2017年12月1日に施行された不動産特定共同事業法の一部を改正する法律で示された、「地方の小規模不動産の再生により地方創生を推進するとともに、成長分野での良質な不動産ストックの形成を推進し、都市の競争力の向上を図る」という改正の目標は、当社の目指す社会そのものであり、クラウドファンディングを活用することにより、個人が地方創生に貢献する道筋にもなると考えております。日本全国に広がる会員企業と協力して全国の再生可能物件等の情報を収集し、クラウドファンディングと当社の提供するサービスを組み合わせるソリューションを提供することで地方創生を推進し、全国の住宅・不動産の資産価値向上に取り組んでまいります。

M & A 及び資本・業務提携に関わる投資資金

M & A 及び資本・業務提携に関わる投資資金として223百万円を充当いたします。当社は2017年以降R+houseを中心とした事業再編を実施し、直近2事業年度における株式取得費用及び事業譲受費用の合計額は588百万円となっております。当社は、M & Aの基本方針として、当社グループの事業と相乗効果の期待できる事業を有する会社を対象とするM & A及び資本・業務提携の実施は、今後も住宅不動産業界における当社グループの更なる発展を目指すという目的の達成のための重要な手段と捉えております。なお、現時点で具体的に確定している案件はありませんが、当社グループの企業価値向上につながる候補先が見つかった場合に迅速かつ的確な対応を可能とするため、M & A及び資本・業務提携のための投資資金を予め確保しておく必要があると考えております。具体的には、上記の当社のM & A方針に照らし、直近2事業年度において生じたM & A及び資本・業務提携に関する費用の額を参考に、合計223百万円をM & A及び資本・業務提携に関わる投資資金に充当することを見込んでおります。今後案件が具体的に確定した場合、速やかに開示いたします。また、上記期間中にM & Aを実施しなかった場合、当該期間の経過後において借入金の返済に充当する予定です。

資金使途の優先順位

第6回、第7回及び第8回新株予約権による差引手取概算額約10.2億円の具体的な使途への充当につきましては、上記に優先的に充当していくものとし、上記につきましても、上記の資金使途へ充当後、それぞれの使途となる案件の状況に応じて機動的に充当していく予定であります。株価の上昇に伴い、実際の調達額が上記差引取得概算額を上回る場合、超過分は上記に充当する予定であります。また、株価の下落等に伴い、実際の調達額が上記差引取得概算額を下回る場合には、上記への充当額を減額することにより調整を図る予定であります。この場合に、上記への充当額の減額分について自己資金又は他の資金調達により充当するか否かについては現時点では未確定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本第三者割当契約においては、当社は、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、割当日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、()当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とする株式報酬として特定譲渡制限付株式を発行する場合、()本第三者割当契約の締結時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、()当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限りです。）並びに()株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除外することとする予定です。なお、第6回新株予約権、第7回新株予約権又は第8回新株予約権が譲渡された場合でも、上記の合意は、譲受人に引き継がれることとなる予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社SBI証券	
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第76期 (自2017年4月1日至2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第77期第1四半期 (自2018年4月1日至2018年6月30日) 2018年8月13日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	211,800株(2018年9月12日現在)
	人事関係	該当事項なし。	
	資金関係	該当事項なし。	
	技術関係	該当事項なし。	
	取引関係	該当事項なし。	

(注) 「割当予定先の概要」の欄及び「提出者と割当予定先との関係」の欄は、「割当予定先が保有している当社の株式の数」を除き、2018年9月14日現在のものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である株式会社SBI証券を含む複数の証券会社に対し資金調達方法について相談したところ、これら証券会社から資本性調達手段について提案を受けました。これらの提案につき、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の通り検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また、割当予定先は同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

（注） 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,553,800株（第6回新株予約権919,500株、第7回新株予約権473,300株及び第8回新株予約権161,000株）です（但し、上記「第1 募集要項 1．新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」、「第1 募集要項 2．新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「第1 募集要項 3．新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがあります。）。

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本第三者割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれることとする予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、割当予定先が2018年8月13日付で関東財務局長宛に提出した第77期第1四半期報告書に記載された2018年6月30日を基準日とする四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018年8月1日）の「内部統制システム等に関する事項 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行決議日である2018年9月14日に、2019年4月期第1四半期決算短信を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しております。当該算定機関は、当社の株価、当社株式のボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、当社及び割当予定先の権利行使行動、当社株式の流動性並びに割当予定先の株式処分コスト等についての一定の前提（原則として行使期間満了時点における割当先からの取得請求に基づく取得の場合を除いて、取得条項に基づく当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、第6回新株予約権の行使完了後に順次第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使価額修正選択決議が実施されること、割当予定先は修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準においては、出来高の一定割合の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行い、複数回の権利行使が可能な場合には、より回数の小さい新株予約権の権利行使を優先すること等を含みます。）を仮定して評価を実施しております。

その結果、発行決議日時点の第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の1個当たりの評価額はそれぞれ146円、81円及び68円と算定され、当社は、これを参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点の第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となる金146円、金81円及び金68円と決定いたしました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されております。さらに、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（1）募集の条件（注）5.本新株予約権の発行価格の決定方法について」に記載の通り、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額（第6回新株予約権1個当たり146円、第7回新株予約権1個当たり81円、第8回新株予約権1個当たり68円）を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定されるという払込金額の最終的な決定方法も合理性を有するものであるため、かかる方法により決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第6回新株予約権の当初行使価額は発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の金額、第7回新株予約権の当初行使価額は発行決議日前取引日終値を80.6%上回る金額である845円、第8回新株予約権の当初行使価額は発行決議日前取引日終値を165.4%上回る金額である1,242円としております。本新株予約権の行使価額は、（第7回新株予約権及び第8回新株予約権については行使価額修正選択決議後において）本新株予約権の各行使請求の通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、本新株予約権の下限行使価額は、発行決議時の基準株価又は条件決定時の基準株価のいずれか高い方の80%に相当する金額で設定されており、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

なお、当社の監査役3名全員より、本新株予約権の発行について、上記方法により本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという取締役の判断には、法令に違反する重大な事実は認められず、また、かかる決定方法により決定される本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達による株式数に係る希薄化率（本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,553,800株を分子とし、2018年7月31日現在の発行済株式総数22,761,000株を分母とします。）は最大で6.83%に相当し、また、議決権数に係る希薄化率（本新株予約権の目的である当社普通株式数に係る議決権数合計15,538個を分子とし、2018年4月30日現在の総議決権数225,823個を分母とします。）は最大で6.88%に相当します。

しかしながら、上記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（1）資金調達をしようとする理由」に記載の通り、本新株予約権の発行は、当社グループの特徴を活かし、主力のR+house事業の成長加速、提供サービスの更なるブラッシュアップ、事業拡大に伴う本社拡張並びにM&A及び資本・業務提携の推進を目的として実施するものであり、これらにより当社グループの企業価値向上を図ることを目指していくこととしていることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,553,800株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は246,224株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロールすることが可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
瀨村 聖一	滋賀県大津市	2,059,247	9.12	2,059,247	8.53
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	211,800	0.94	1,765,600	7.32
柿内 和徳	東京都新宿区	1,400,495	6.20	1,400,495	5.80
川瀬 太志	京都府京都市西京区	1,228,247	5.44	1,228,247	5.09
株式会社HAMAMURA HD	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	1,200,000	5.31	1,200,000	4.97
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町三丁目7番1号	1,197,000	5.30	1,197,000	4.96
大津 和行	埼玉県さいたま市緑区	1,078,697	4.78	1,078,697	4.47
東新住建株式会社	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番18号	720,000	3.19	720,000	2.98
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	691,300	3.06	691,300	2.86
株式会社関西トラスト	兵庫県姫路市佃町17番地	630,000	2.79	630,000	2.61
中山 史章	東京都新宿区	607,247	2.69	607,247	2.52
計		11,024,033	48.82	12,577,833	52.11

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年4月30日時点の株主名簿に基づき記載しております（ただし、株式会社SBI証券については、2018年9月12日時点の数に基づき記載しております）。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

4. 割当予定先である株式会社SBI証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。
5. なお、上記のほか、2018年7月31日現在自己株式が129株(割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合0.01%未満)あります。自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が2018年7月31日現在保有する当社株式114,600株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が2018年7月31日現在保有する当社株式331,400株は含まれておりません。
6. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
7. 株式会社HAMAMURA HDIは、当社代表取締役濱村聖一の資産管理会社であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし。

8【その他参考になる事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日） 2018年7月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第1四半期（自 2018年5月1日 至 2018年7月31日） 2018年9月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月31日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2018年9月14日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年9月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社本店
（東京都品川区上大崎二丁目24番9号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部【特別情報】

該当事項なし。